

平成25年3月27日

会員の処分

一般社団法人 日本投資顧問業協会

当協会は、定款第14条第1項（平成24年7月2日施行前の定款（昭和62年9月22日創立総会決議）第13条第1項）の規定に基づき、法令違反の事実が認められた会員を、下記のとおり処分しました。

記

ユナイテッド投信投資顧問株式会社（会員番号 011-00617 号）

処分の種類及び程度

会員権の停止 平成25年4月1日から2カ月

過怠金の賦課 30万円

処分の対象となった事実

金融商品取引法第42条第2項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反

株式会社スタッツインベストメントマネジメント（会員番号 011-01379 号）

処分の種類及び程度

会員権の停止 平成25年4月1日から1カ月

過怠金の賦課 30万円

処分の対象となった事実

金融商品取引法第42条第2項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反

以上